

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
11月9日
(火曜日)

目次

告示

救急病院でなくなった医療機関(地域医療推進室).....

救急病院の認定(地域医療推進室).....

保安林予定森林(萩市)(森林整備課).....

漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正(水産振興課).....

公安委告示

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催.....

山口県告示第百八十五号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成二十二年十一月九日

名称	所在地
周防大島町立大島病院	山口県知事 二井 関成 大島郡周防大島町大字小松二三八八の一

山口県告示第百八十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十二年十一月九日

名称	所在地
周防大島町立大島病院	山口県知事 二井 関成 大島郡周防大島町大字小松二四一五 平成二五、一〇、三一 の二

山口県告示第百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十二年十一月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 萩市大字佐々並字小郷五六六の一、五六八、五六八の一、五七〇の二、五七一、五七一の一、五七二の三、宇土地河内西平五九五の一から五九五の四まで、五九六の一から五九六の三まで、五九七の三、五九九の一、五九九の三、六〇〇の一、六〇一、六〇三の一から六〇三の三まで、六〇四の一から六〇四の四まで、六〇五、六〇五の二から六〇五の一〇まで、六〇六の一から六〇六の九まで、六〇六の一から六〇六の一四まで、六〇六の一六、六〇七の一から六〇七の五まで、六〇七の七から六〇七の一まで、六〇七の二三、六〇八、六〇八の一から六〇八の三まで、字地吉六一〇の三五、字白口西大霜六六八の一、六六八の二、六七〇、宇土地河内一九七から一九七まで、二二二二、二二八六の一、二二八六の二、二二八七
- 二 指定の目的
- 水源のかん養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 保安林予定森林の所在場所
萩市大字須佐字舟ヶ坪三〇〇〇、三〇〇〇の一、三〇〇二の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十八号

漁業災害補償法第五十五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月九日

山口県知事 二井 関 成

表中「及び温田二丁目」を、「温田二丁目及び浜田一丁目」に改める。



山口県公安委員会告示第六十二号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

平成二十二年十一月九日
山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
 - (一) 初心者講習会
法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
 - (二) 経験者講習会
法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所
 - (一) 初心者講習会

開催の日時	開催の場所
平成三三、 二、一七 午前九時三〇分	山口県警察本部
〃 〃 〃 〃 〃 四、一四 〃 〃	
〃 〃 〃 〃 〃 六、一六 〃 〃	
〃 〃 〃 〃 〃 八、一 〃 〃	
〃 〃 〃 〃 〃 一〇、一三 〃 〃	
〃 〃 〃 〃 〃 一二、一五 〃 〃	

(二) 経験者講習会

開催の日時	開催の場所
平成三三、 二、一〇 午後一時	山口県岩国警察署岩国西幹部交番
〃 〃 〃 〃 〃 四、七 〃 〃	
〃 〃 〃 〃 〃 六、九 〃 〃	
〃 〃 〃 〃 〃 八、四 〃 〃	
〃 〃 〃 〃 〃 一〇、六 〃 〃	
平成三三、 一、二七 午後一時	
〃 〃 〃 〃 〃 二、二四 〃 〃	
〃 〃 〃 〃 〃 三、〃 〃 〃	
〃 〃 〃 〃 〃 四、二一 〃 〃	
〃 〃 〃 〃 〃 五、二六 〃 〃	

<p>〃 〃 〃 〃 〃 平成 三三 一 九 七 五 三 一 八 六 五 〇 八 一 〃 〃 〃 〃 〃 午後 一時</p>	<p>〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一 一 一 二 二 〇 九 八 七 六 二 二 二 二 一 二 三 四 〇 三 八 二 三 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>
<p>山口県長府警察署</p>	<p>山口県警察本部</p>

平成二十二年十一月九日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁